

〈自由〉の根拠をめぐって

—アウグスティヌス『自由意志論』における意志探究—

上村直樹

序

この小論の意図は、アウグスティヌスの初期著作『自由意志論』¹⁾における意志探究の意義という問題を、その探究が呈示する〈永遠法〉の規範性という観点から考察することによって明らかにすることである。処で通常、倫理的な思考が行為に関わるとし、行為を主体との連関のもとに考察しようとする際に問われるべきは、これから先の未来へと〈自由選択〉(liberum arbitrium)の対象として投企され得る行為の何れへ自己を関係付けるべきか、についてである。ひとは自己の生のかたちの形成・同定に責務を負う理性的存在者であるために、〈自己がこれから何を如何に為すべきか〉という問いとの対峙を要請されるのである。我々の考察の舞台となる『自由意志論』においてもまた、生の領域において働く〈自由選択〉をめぐる議論が展開され、人格的な存在であるひとの倫理的な責務が論じられている。然しながら、自己が如何なる生をかたち造ってゆくのかという問いは、正しく古典的な意味での〈倫理的なことども〉(τὰ ἠθικά)に関わる。その意味で倫理学研究とは本来、〈ひとがそれによって如何なるひとであるのかに関わる研究〉であり、〈自己が現に今如何にあるのか〉という問いを中核に据える営為であった²⁾。従って、勝義に倫理的な思索の中心に設定される意志探究は、〈自己が如何にあるか〉、更には〈自己が本来如何なるものであるか〉という問いを俟って始めて、完全に把握される営みであると思われる。そこでこの小論では、この様な問いが端的に現れる場面として、〈意志〉(uoluntas)の自然本性を呈示するテキストに注目し、魂の〈自由〉を根拠付けるものが何であるかを論じたいと思う。

I 〈自由選択〉としての〈意志〉

アウグスティヌスは、自由意志によってひとが罪を犯すならば、神はそれを授けるべきであったのか (II, i, 1), という疑問に対して、自由意志は善きものの内に数えられるべきであると主張して、「従って、ひとがそれによって正しく生きる徳は大きな善である。様々な物体の美は、それなしにも正しく生きられるので、最も小さな善である。処で、精神の諸能力は、ひとがそれなしには正しく生きることが出来ないで、中間の善である。ひとは誰も徳を悪しく用いることはないが、他の中間の善と最小の善は、善く用いるだけでなく悪しく用いることも出来る。誰も徳を悪しく用いることがないのは、我々が善く用いることの出来ないものでさえも、善く用いることが徳の働きだからである。それ故、神の満ち溢れ大いなる善性によって、大きな善のみならず、中間の善も最小の善も、我々に授けられた」(II, xix, 50) と述べる。そして、意志の善さについて次の様に言う。「それ故、意志は中間の善ではあるが、それが共通かつ不変の善に固着するならば、ひとの第一の大きな善を完成にもたらず。然し、意志は、不変で共通の善に背いて、固有の善や外側の善や劣った善へと向かう時、罪を犯すのである」(II, xix, 53)。

このテキストは、神に由来する時間的な事物の善さを説明すると共に、それらがひとによって如何に用いられ得るのかを示すものである。先以てここで、それら善きものをを用いる、意志の能力としての〈自由選択〉が措定されていることを確認しておきたい。というのも、自らの欲求するところに同意し、時間的な事物を善く、或は悪しく用いる自由選択をひとが有することを踏まえたうえで (I, xvi, 35)、その正当性を明らかにすることが議論の目的として設定されていたからである (II, i, 1-iii, 7)。処でこの能力とは、アウグスティヌスが第一巻の議論を通して措定したところによれば³⁾、或る事物を用いる、或は用いない、即ち、行為する、或は行為しないという二方向へ向かう力である。行為者はこの力によって、個別の目的への手立てに関わり、相対立する動機を選択し、自らが如何に行為するのかを決定する。即ち、この力を行使することにおいて、一つの事柄に決定されていない無差別さの中に立って、自由に判断し、決定し、選択することが出来るのである。更に、「我々は、自由意志によって自由意志以外のものを用い、更に自由意志においては、自らによって自らをも用いることができる」(II, xix, 51) と言われていることからして、自由選択は、行為の内的な起動

力として自ら以外のものによっては動かされないことが明らかである。即ち、自らが自らを用い、或は他のものを用いるという使用の仕方において、あらゆる方向へと向かう自由を有するのである。従って、ここで措定されている〈自由選択〉とは、意志が自ら発動する力に基づいて諸善を欲求する限りでの意志、意志の〈意志性〉と言うことが出来る。

さてこの様に、〈意志性〉において、如何なる外的な要因によっても決定されていない自由を見出すことが出来る。それ故、この自由は、自らの統御を越えた何ものかによって決定されていないという仕方、ひとが自らの生のかたちを形成してゆくことを可能にし、自らの為す行為に対する責務を負わせる。意志はこの自由を有することにおいて、自らの魂の言わば主なのである。然し、アウグスティヌスは、意志が自らの主となることについて次の様に言う。「意志は、自らが自らの支配者であろうとする時、自分だけの善へと向かう」(II, xix, 53)。これは如何にして成立する事態であるのか。既に引用した箇所でも述べられた様に、意志は「不変で共通の善」に背き時間的な諸善へと向かう時、罪を犯す。だが、この使用の仕方が非難されるのは、使用されるもの自身によるのではなく、そのものを使用する仕方に由来する。というのも、それらの事物は決して悪しきものでなく、意志自身もまた善きものだからである。処で、支配と服従という観点からすれば、非難される使用の仕方とは、本来成立している関係を逆転することに端を発し、自らが支配すべきものに服従し、自らが服従すべきものを支配しようとすることである。即ち、使用すべきものと使用されるべきものとの関係を転倒することに非難の焦点は絞られるのである。とすれば、意志は「自らの支配者であろうとする時」、事物相互の支配と服従の関係を転倒し、それによって自ら評価の根拠となり善いと見做す善、即ち「自分だけの善」へ向かうと言うことが出来る。それ故、その関係の転倒とは、使用すべきもの、支配すべきものが何であるかについて自らを評価の根拠とする誤りに由来するのである。意志は、事物の使用の仕方においては、他の要因によって決定されていないという自由を有するとしても、使用されるもの（これには意志もまた含まれる）相互の関係を定位する自由を有してはいない。〈意志性〉とは、自らの発現の仕方が如何にあるべきかについては自らが根拠たり得ず、その規定を成立させる何らかの根拠に従属すると言えよう。

さて処で、アウグスティヌスは、成文法の制定・改変の根拠となる〈永遠法〉、即ち〈神の摂理〉を次の様に定義する。「我々の中に刻印されている永遠の法の概念

を出来るだけ簡潔に言い表せば、それは、あらゆるものを最も善く秩序付ける正義、となる」(I, vi, 15)。

この法は精神に「刻印されている」故に、そこから消去されることはないのだが、ひとは自由選択の行使において魂の秩序を転倒する可能性を有する。それ故、この法は魂の秩序を固定するものではなく、秩序の転倒に介入しそれを回復させる規範である。そして、「この摂理は、あらゆるものをそれに相応しい場所に据え、各々の功績に応じたものを各々に配する」(II, xix, 53) のであり、「この法によって、悪しきひとには悲惨な生が、善きひとには幸福な生が報いられる」(I, vi, 15)。そこで先ずこの法とは、内的秩序の喪失、即ち罪の成立する段階においてひとを裁く働きを有するものであると共に、各々に対して自由選択の行使の仕方に対応する報酬を与えるものであり、その行使の発現自体には関わらないと考えられる。処で、この法の裁きの権能は、それが或る行使の仕方を罪として捉える知に基づくものである。というのも、罪を裁くにはそれが罪であることを把握しなければならないからである。「この様な〔成文法の〕時間的な変転が正しいかどうかは、かの永遠のもの〔永遠法〕に従って判定される」(I, vi, 15) と言われる様に、理性は、法律を如何に制定し変更するか否かに際して、この法に従って判断を遂行する。そして、この判断とは、理性によって真理という内的な規範に即して対象を捉える時に成立するのであり、理性はその規範自体について判断することはない⁴⁾。「即ち、検討者として矯正するのではなく、ただ発見者として喜ぶのである」(II, xii, 34)。更に、この法はその様に規範的な知であることにおいて、行為者に対して優位にある。何故ならば、「真理が我々よりも劣っているとすれば、我々は真理に従って判断するのではなく、寧ろ真理について判断することになる」(II, xii, 34) と言われる様に、規範的な知とそれに即して判断する者との間には優劣の関係が成立しており、その規範が命ずるところは、より下位の者に対して発せられるものなのである。それ故、行為者は自己の生を如何に形成してゆくのかについて、この法の命ずるところに服することが求められているのであり、その服従において、「自己がこれから何を如何に為すべきか」という問いに完全に答えることが出来るのである。そこで、〈自由選択〉とは、その行使の仕方については如何なるものによっても強制されることのない自由な能力であるとはいえ、ひとの生を完成へもたすためには、時間的な諸物相互の関係秩序を定位する規範的な知、永遠法の支配のもとにあることを要求される。従って、意志の〈意志性〉とは、必ずしも自ら

の行使の仕方の規範である永遠法と適合する仕方では成立するものとは限らない故に、常に喪失の危険を内包するのであり、その危険を回避するために永遠法に従属すべきものとして、真の自由と呼ばれることが出来ないだろう。

Ⅱ 自然本性としての〈意志〉

さてそこで以上の考察を踏まえて、前節冒頭において引用したテキストに戻って、〈永遠法〉の規範性という観点から考察を加えてゆくことにしよう。考察の焦点は永遠法への服従のもとにある〈自由選択〉とは別の位相の〈自由〉を見出すことにある。このテキストは、時間的な事物が如何に自由選択によって用いられ得るかを、事物の善さを示すことに基づいて述べ、各々の行使の仕方に由来するひとの生の完成、或は転落への階梯を示している。前節の考察から明らかになった様に、自由選択の行使の仕方を行為者に命ずるのは、その権能を自らが規範的な知であることに基づいて有する永遠法である。処で、この様な規範的な知は、それが真理である限りで〈或るものがそうである、そうでない〉と言表されると共に、それが規範である限りで〈或るものはそうあるべきである、あるべきではない〉と言表されるものである。そして、この後者の言表形式は、或るものが他の仕方でもあり得ることを含意している。それ故、自由選択の〈そうあるべき〉と命ぜられるにも拘わらず、〈そうあるべきではない〉と言われる行使の仕方は、永遠法の規範性のもとで捉えられるのであり、この点については既に明らかにした通りである。他方、その前者は、今あるところと異なって他ではあり得ない必然性を有するものについての言表形式である。それ故、時間的な事物の善さを示すことにおいてその使用の仕方を価値付けるこのテキストは、〈永遠法〉の命ずるところ、行為者がそれに従って行為する所以を書き記した一覽として捉え直すことが出来る。自由選択の行使において永遠法への服従を求められるとは、時間的な事物各々の善さについての知に従うということである。

処で〈自由選択〉とは、目的への秩序を守りながら時間的な事物を用いるものであるが、自らを自らの行使の第一原因たらしめようとする危険を内包している。換言すれば、それは、端的に「共通かつ不変の善に固着する」という仕方では活動することは出来ない。それ故、目的への手立てとしてそれが〈正しく〉働き得る仕方が問題になると共に、〈意志〉が「共通かつ不変の善に固着する」とは如何にして成立するのかについても問題となる。さて、前者の問いに対してアウグスティヌスは、魂の卓越性

としての〈徳〉(virtus)、「ひとがそれによって正しく生きる」、即ち「我々が善く用いることが出来ないものでさえも、善く用いる」という働きを有する「大きな善」を明示している。更に、それが「大きな善」であることによって、「誰も徳を悪しく用いることはない」と言う。それ故、徳はその使用の仕方が一義的に規定されており、自由選択の行使の対象ではないと考えられる。そして、「善く用いることが出来ないもの」とは、意志も含めた中間善及び最小善を指しているのであるから、寧ろ徳が自由選択を〈善く用いる〉、即ちその行使の仕方を秩序付けることによって、その正しい使用の仕方が成立し得ると考えられる。従って先ず、永遠法が〈あるべき〉と命ずる規範性のもとに、〈自由選択〉が生完成へと手立てとして働き得る保証が、徳の働きにおいて確保されるのである。

他方、意志が「共通かつ不変の善に固着する」という事態については何が明らかになるだろうか。既に述べたように、永遠法の命ずるところは、〈そうである、そうでない〉という、今あるところと異なって他ではあり得ない必然性を有するものについての言表形式でもあり、そこに、事物の自然本性についての規定を見出すことが出来る。そして、意志は善きものとして「ひとがそれなしには正しく生きることが出来ない」と言われているのであるから、それがひとに授けられたのは、正しく生きるためであると理解される。即ち、意志とは、その自然本性に即しては正しく生きることへと傾向付けられている善なのである。そして、その傾向性において生を正しく導く手立てである徳、「人間の第一の大きな善」がひとの生を完成へともたらすのは、意志が「共通かつ不変の善に固着する」ことにおいてである。それ故、その傾向性の終極において見出されるだろう「共通かつ不変の善」こそが、意志の自然本性に即しての対象であると見做すことが出来る。即ち、意志のこの対象との一致とは、自然本性としての意志において見出されるのである。その時、意志の意志的なものはそのまま自然本性的なものとして捉えられる。というのも、意志の自然本性的な傾向性と内的に発動する自己運動性が同時に成立しているからであり、その傾向性は自然本性的であると共に意志的だからである。従って、意志が「共通かつ不変の善に固着する」ことは、意志が自らの自然本性を体現することによって成立すると言うことが出来る。

さて、既に前節で我々が見出した自由とは、意志である限りの意志であり、他の仕方ではあり得ない必然性に対立するものである。これに対して、意志はその固有対

象との一致においては、その意志性と自然本性とを合致することが可能になる。それ故ここに、自然本性的である、即ち必然性と同一視される意志性を見出すことが出来るのであり、それは必然的であることにおいて他の仕方ではあり得ないものである。そこで、この意志性において喪失され得る恐れのない真の自由が成立していると考えられる。更に、真の自由とは、必然性に関わる言表形式である〈永遠法〉のもとで確立する故に、自由の根拠とは、永遠法という真理であると言うことが出来る。然しながら、真の自由において措定される〈意志〉の自然本性とは、自由と対立し固定して閉鎖したものではない。それは確かに、〈自由選択〉の真の行使を通して形成されてゆき、完成された生のかたちを永遠法において証示するものである。然し、自由選択が固有の因果性を行使することによって、永遠法への服従を拒絶するという罪へと開かれている故に、その自然本性は頹落する傾きを絶えず免れることは出来ない。従って、真の自由とは、何か固定した実体として、〈意志〉の自然本性、在ることを我々の眼前に措定するのではなく、〈善〉そのものに向かって変容し生成し得ると共に、罪という深淵へと落ちゆくというひとの生の勝義のかたち、その動的なあり方を問うことへと我々を還帰せしむるのである⁵⁾。

結 語

『自由意志論』における意志探究は、魂の〈自由〉を根拠付けるものが〈永遠法〉という真理であることを明らかにすることによって、ひとの生の形成・同定における機微、その動的な構造を明らかにする。それによって、〈自己が如何にあるか〉、更に、〈自己が本来如何なるものであるか〉という問いに答え得る端緒が見い出されるのであり、その問いの基点を定めること、それにアウグスティヌスの意志探究の意義が孕まれているのである。

注

- 1) 『自由意志論』のテキストは、*Bibliothèque augustinienne. Œuvres de saint Augustin*, t. 6. Dialogues philosophiques. Introductions, traduction et notes par Goulven Madec, 3^e édit., Paris, Desclée de Brouwer, 1976. 所収による。以下『自由意志論』からの引用箇所は、書名を省略する。
- 2) 倫理学研究の向かうべき課題の場の確保という問いに対峙する時、西欧の倫理学的な思索の成立に決定的な寄与を果たしたアリストテレスの倫理学研究が、τὰ

ἡθικά 元来の語義に即して人柄に関わる研究であり、この問いかけを反省してゆくことが哲学探究の本来的な場所の確保と連動するという問題布置に関して、加藤信朗「倫理学とは何か」『倫理学とは何か』日本倫理学会論集 23（日本倫理学会）1988. を参照.

- 3) 〈自由選択〉について、アウグスティヌスは全巻を通して概念的に殆ど定義することはしないのだが、I, ix, 19-xi, 21. における魂の内的秩序を喪失させる原因に対して要請される条件を検討することによって、〈自由選択〉を捉えることは可能であると思われる。これについては、松崎一平「罰の語り——アウグスティヌス『自由意志論』第 1 巻——」『富山大学教養部紀要（人文・社会科学篇）』24（1），1991, pp. 26-27. を参照。また、この議論の身分について、W. S. Babcock, 'Augustine on Sin and Moral Agency', in *The Ethics of St. Augustine*, Atlanta, Scholar Press, 1991, pp. 93-94. を参照.
- 4) 精神による判断の構造、特に真理を根拠とする判断の様相について、樋笠勝士「アウグスティヌスにおける判断の構造」『研究』東京大学美学芸術学研究室紀要第 4 号, 1985. の分析に負っている.
- 5) ひとの在ることの意味と構造について、更にもその機微がひとの〈神の似像〉であることへと繋がるという問題性については、谷隆一郎『アウグスティヌスの哲学』創文社, 1994; Emilie Zum Brunn, *Le dilemme de L'être et du néant chez saint Augustin*, Amsterdam, B. R. Grüner, 1984. を参照.